

## 誓 約 書

年 月 日

朝霞市水道事業管理者 朝霞市長あて

設置者（法人又は団体にあつては名称及び代表者名）

住 所

氏 名

電話番号

非常用給水栓を設置するにあたり、朝霞市非常用給水栓設置及び管理に関する取扱基準（以下、「取扱基準」という。）第4条の設置条件及び下記事項を遵守するとともに、これに反した場合は、朝霞市水道事業管理者（以下「管理者」という。）からの指示に従うことを誓約いたします。

### 記

1 設置場所 朝霞市

2 建物名称

3 誓約事項

- (1) 非常用給水栓は、災害時に朝霞市上下水道部から水道水が供給されない場合、若しくは災害時に電力の供給が停止され受水槽のポンプ設備が作動しない場合に限り使用します。（取扱基準第3条第2号）
- (2) 非常用給水栓の設置により予期せぬ事故、受水槽等の不具合が発生しても朝霞市水道事業管理者へ一切申し立てをしません。
- (3) 災害時における使用及び災害時以外の使用を防止するため、管理責任者を定め、非常用給水栓及び附属用具等を適切に維持管理します。（取扱基準第8条第1号）
- (4) 非常用給水栓の設置位置、構造等を変更するときは、「非常用給水栓設置申込書（様式第1号）」により、改めて申し込みます。（取扱基準第5条第2項）

（裏面へ）

- (5) 非常用給水栓を使用したときは、「非常用給水栓使用届（様式第5号）」により、すみやかに使用日時等を届け出ます。（取扱基準第9条第1項）
- (6) 管理者が非常用給水栓の管理状況等を点検することを承認します。（取扱基準第10条第1項）
- (7) 前号の立入点検において、改善等を指示された場合は、管理者が指定する期日までに改善等を行い、「非常用給水栓改善届（様式第7号）」により、すみやかに改善結果等を届け出ます。（取扱基準第10条第2項）
- (8) 非常用給水栓を撤去したときは、「非常用給水栓廃止届（様式第8号）」により、すみやかに廃止を届け出ます。（取扱基準第11条）
- (9) 取扱基準第12条各号のいずれかに該当するときは、管理者の命じるところにより非常用給水栓を撤去します。
- (10) 非常用給水栓の破損等による漏水及び災害時以外の使用が認められ、管理者より使用水量に対する水道料金の請求があった場合は、すみやかにその料金を支払います。
- (11) 災害時において、市から地域住民への水道水の提供等で非常用給水栓の使用について要請があった場合は、状況に応じて可能な範囲で協力します。